

協議第64号

地域審議会及び地域自治区の取扱いについて

地域審議会及び地域自治区の取扱いについて提出する。

平成16年12月23日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

地域審議会及び地域自治区の取扱いについて

平成 年 月 日確認

地域自治区（地域協議会）の概要（案）

根拠法令

地方自治法第202条の4（自治区の設置）

202条の5～9（地域協議会の設置及び構成員、会長及び副会長、権限、組織及び運営）

地域協議会の組織

- 1．地域協議会は、委員60人以内で組織する。
- 2．委員は、当該区域内に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が選任する。
 - （1）町内会等を代表する者
 - （2）1号に掲げるもののほか、公共的団体等を代表する者
 - （3）学識経験を有する者

任期及び失職

- 1．地域協議会の委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2．委員の再任は妨げないものとする。
- 3．委員は、当該区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

会長及び副会長

- 1．地域協議会に会長及び副会長を置く。
- 2．会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3．会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

地域協議会の権限

- 1．地域協議会は、所管区域ごとに、当該区域に係る次の各号に掲げる事項について、市長その他の市の機関の諮問に応じて審議し、答申するものとする。
 - （1）地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - （2）市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 . 地域協議会は、所管区域ごとに、当該所管区域に係る前項各号に掲げる事項のうち、必要と認めるものについて審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

3 . 市長は、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市まちづくり計画に関する事項

(2) 地域振興のための基金に関する事項

(3) 新市の基本構想及び各種計画に関する事項

(4) 公の施設に関する事項

(5) 毎年度の事業計画に関する事項

4 . 市長その他の市の機関は、前3項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

由利本荘市地域自治区に係わる特別職制度の概要（案）

設 置

- 1．由利本荘市に地域自治区の区域ごとに、特別職を置く。

権 限

- 1．特別職は、地域自治区を代表し、その地域の均衡ある発展に資するため、市長に助言し、又は意見具申する。
- 2．特別職は、そのことに関し、地域自治区間で調整する必要があるときは、関係地域自治区と協議を行う。

任 命

- 1．特別職は、担当する地域自治区内の事情を十分に把握し、また、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

任 期

- 1．特別職の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2．特別職の設置期間は5年以内とする。

服 務

- 1．特別職は、常勤の特別職とする。
- 2．特別職は、市長が招集する、毎月1回（緊急を要するときは随時）の会議に出席し、地域の情勢等意見交換を行う。
- 3．特別職は、担当自治区に係わる重要案件について合議する。

特別職とは・・・区長又は参与等をいう。